

第1章 第4次藤沢市食育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、食育基本法に基づき、国の「食育推進基本計画」、神奈川県「神奈川県食育推進計画(食みらい かながわプラン)」を踏まえ、2009年(平成21年)3月に「藤沢市食育推進計画」、2014年(平成26年)3月に「第2次藤沢市食育推進計画」、2020年(令和2年)3月に「第3次藤沢市食育推進計画(以下、「第3次計画」という。)」を策定し、家庭、地域、学校、企業、行政等、様々な関係機関が役割を分担し、連携しながら食育の推進に取り組んできました。

第3次計画では、4つの重点目標(①健康寿命の延伸につながる食育の推進、②食の循環や環境を意識した食育の推進、③食文化の継承に向けた食育の推進、④若い世代への食育の推進)を掲げ、取り組んできました。

第3次計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会環境の変化や食育の原点である、「共食(誰かと食事をともにすること)」の機会が制限される等、私たちの生活は大きな影響を受けました。

食をめぐる環境は大きく変化し続けており、一人暮らしの増加、惣菜やテイクアウト等の中食(なかしょく)市場の拡大、食に対する価値観やライフスタイルの多様化等により、人々の食生活も変化しています。

また、高齢化が進行する中、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸については国民的な課題と言え、栄養バランスに配慮した食生活の重要性も高まっています。

さらに、食品ロス削減に対する対策や安定した農作物の生産が必要なこと、核家族が増加傾向であることから、家庭での食文化の継承が難しくなっていること等、食に関する様々な課題に向き合っていく必要があります。

第3次計画の計画期間が令和6年度で終了するため、改めて食を取り巻く現状と課題等を踏まえながら、これまでの取組について評価・見直しを行いました。市民一人ひとりが生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現をめざし、総合的かつ計画的に食育の推進に取り組んでいくため、第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン(以下、「本計画」という。)を策定します。

食育とは

- ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

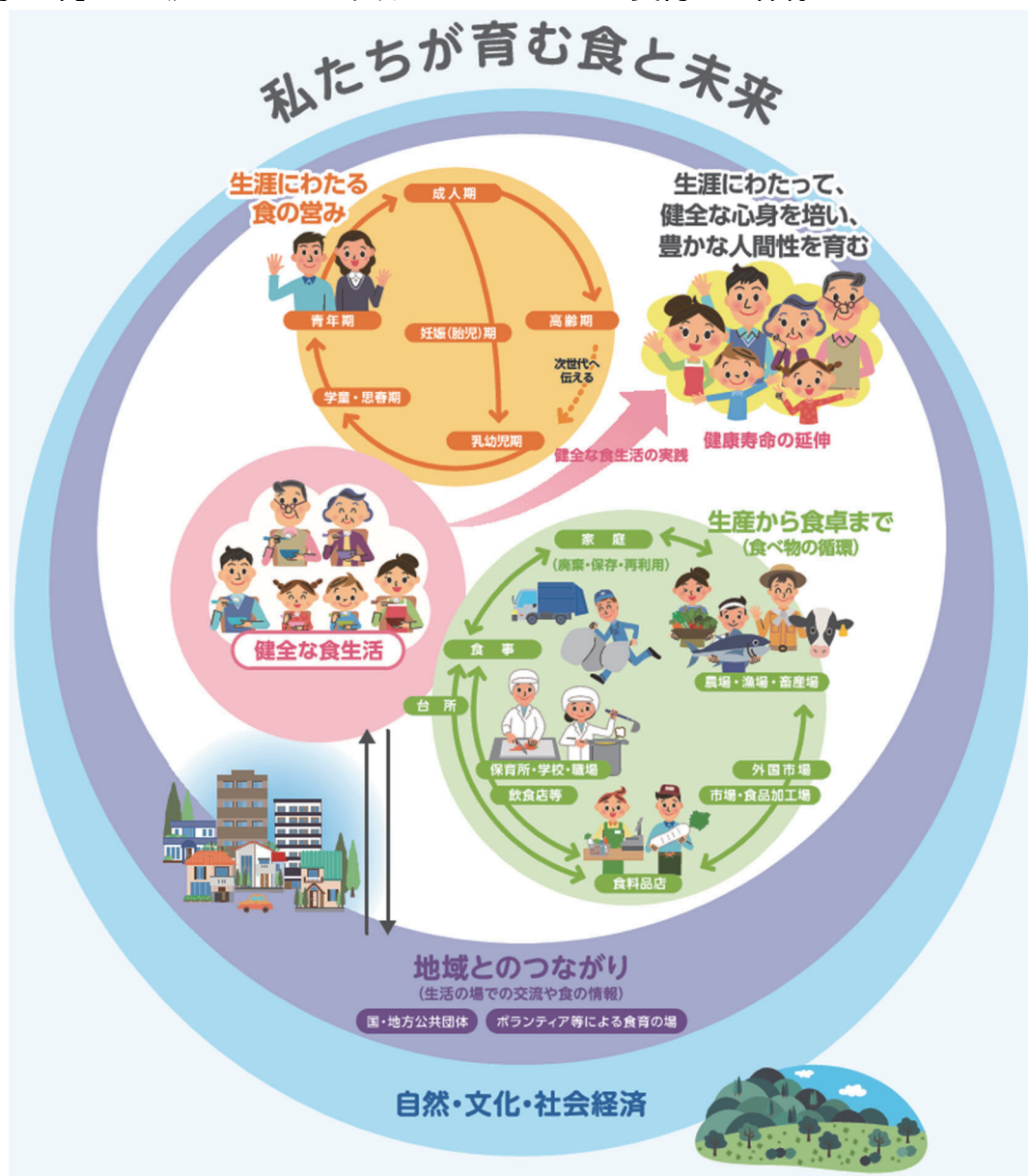
参考：食育基本法 前文

国の動向・県の動向

国では、将来にわたり健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、2005年(平成17年)6月に食育基本法を制定し、2006年(平成18年)3月には同法に基づく「食育推進基本計画」を策定しました。2021年(令和3年)3月には「第4次食育推進基本計画」を策定し、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、そして、横断的な重点事項として「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」とし、食育に関する施策を推進しています。

また、神奈川県では、2023年(令和5年)3月に「第4次神奈川県食育推進計画」を策定し、国と同様の基本方針を掲げ、食育推進に向けた取組を進めています。

【食育の環】 生涯にわたって大切にしていきたい食育の全体像



参考：農林水産省 第4次食育推進基本計画啓発リーフレット

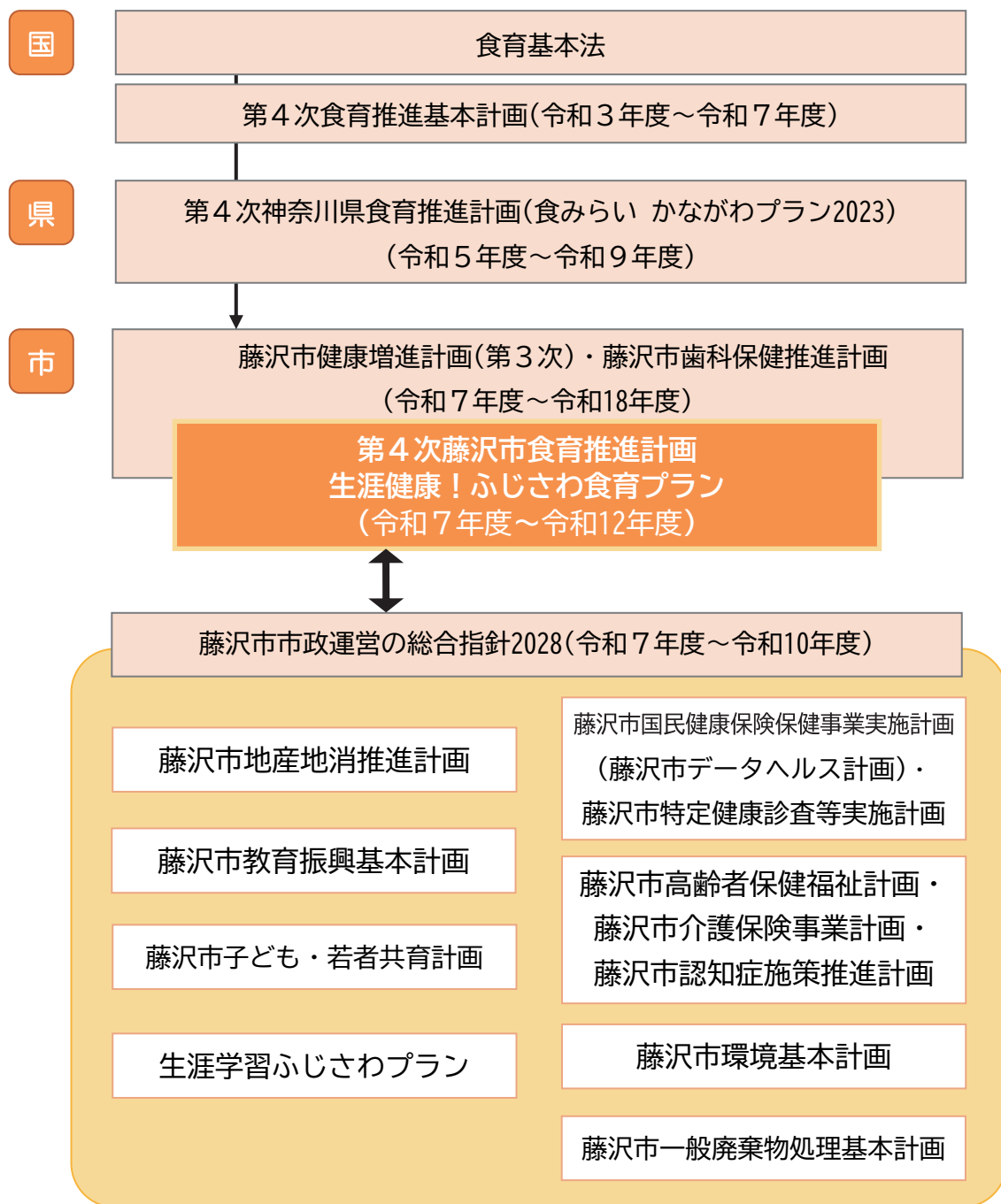
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

国の「食育推進基本計画」、県の「神奈川県食育推進計画」及び「藤沢市市政運営の総合指針」をはじめとする本市の計画とも整合性を図ります。

また、本計画は、藤沢市健康増進計画と関連性を持ちながら進めていきます。



(2) SDGs と食育

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015 年(平成 27 年)に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年(令和 12 年)を年限とする 17 のゴールが掲げられています。

国では、2016 年(平成 28 年)12 月に「SDGs 実施指針」を策定、2023 年(令和 5 年)12 月に改定し SDGs 推進の主要原則や方向性を示しました。

また、国の「SDGs アクションプラン 2023」では、各分野における取組の一つとして食育の推進が挙げられています。

さらに、2021 年(令和 3 年)に策定された国の第 4 次食育推進基本計画では、食育と関係が深い目標として、「目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」等としています。

本市では、2021 年(令和 3 年)4 月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針 2024」から、新たに SDGs の視点を取り入れ、2021 年(令和 3 年)10 月には、より具体的な SDGs の推進方策を示した「藤沢市 SDGs 共創指針」を策定しました。

「藤沢市市政運営の総合指針 2028」においても、本市の重点施策と SDGs の目標との関連性を示しながら、取組を進めています。

本計画においても、これらの観点を踏まえて SDGs の達成に向けた取組を推進します。



3 計画期間

本計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

これは、藤沢市健康増進計画(第3次)の計画期間が令和7年度から令和18年度の12年間であり、計画の評価及び内容について関連性を持ちながら推進するためです。

ただし、社会情勢の変化等状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

